

川口市宅地開発等に関する
協議基準要綱に基づく消防施設等の設置基準

川口市消防局

令和3年 4月 1日

川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づく消防施設等の設置基準

令和3年3月31日

通達第7号

1 目的

この基準は、川口市宅地開発等に関する協議基準要綱（以下「要綱」という。）等に基づき設置する消防施設等の基準について定めるものとする。

2 協議対象

協議対象は、要綱に定める開発行為事前審査申請・中高層建築物の建築事業及び土地区画整理法第76条許可申請・道路位置指定申請に定める建築行為等とする。

3 協議事項

2の協議対象に定める申請者は、次に掲げる事項について川口市消防長と協議をすること。

(1) 開発行為事前審査申請・土地区画整理法第76条許可申請・道路位置指定申請

- ア 水利施設について（警防課）
- イ 公道（消防車両の進入）について（警防課）
- ウ その他協議が必要と認める事項（警防課・予防課）

(2) 中高層建築物の建築事業

- ア 水利施設について（警防課）
- イ 避難対策について（予防課）
- ウ 防災施設について（警防課）
 - (ア) はしご車の操作場所について
 - (イ) 緊急離着陸場等について
 - (ウ) 非常用エレベーターについて
 - (エ) 防災センターについて
 - (オ) ホース通過孔について
- エ その他協議が必要と認める事項

4 協議の締結

3の協議事項に定める内容は、次に掲げる協議書等により協議を締結するものとする。

(1) 開発行為事前審査申請

開発審査課へ提出した開発行為事前審査申請書の写し・・・1部

- ア 都市計画法に基づく消防水利の管理に関する協議書（様式第1号）・・・2部
（※消防水利を設置する場合に限る。）

(ア) 案内図

(イ) 建築物の配置図、平面図及び立面図

(ウ) 防火水槽位置、構造図

a 摩擦損失水頭算定書（様式第2号）（※導水装置を設置する場合に限る。）

b 二次製品防火水槽型式認定の写し（※川口市に移管する場合に限る。）

- (エ) 消防水利指定承諾書（様式第3号）・・・3部（※申請者が管理する場合に限る。）
- (オ) 水道配管図及び消火栓位置図（※消火栓を設置する場合に限る。）
- イ 完成検査申請書（様式第7号）・・・2部（※消防水利を設置する場合に限る。）
- (2) 土地区画整理法第76条許可申請
 - 各土地区画整理事務所へ提出する許可申請書の写し・・・1部
 - ア 都市計画法に基づく消防水利の管理に関する協議書（様式第1号）・・・2部（※消防水利を設置する場合に限る。）
 - (ア) 案内図
 - (イ) 建築物の配置図、平面図及び立面図
 - (ウ) 防火水槽位置、構造図
 - 二次製品防火水槽型式認定の写し（※川口市に移管する場合に限る。）
 - (エ) 消防水利指定承諾書（様式第3号）・・・3部（※申請者が管理する場合に限る。）
 - (オ) 水道配管図及び消火栓位置図（※消火栓を設置する場合に限る。）
 - イ 完成検査申請書（様式第7号）・・・2部（※消防水利を設置する場合に限る。）
- (3) 道路位置指定申請
 - 建築安全課へ提出した道路位置指定事前協議申請書の写し・・・1部
 - ア 都市計画法に基づく消防水利の管理に関する協議書（様式第1号）・・・2部（※消防水利を設置する場合に限る。）
 - (ア) 案内図
 - (イ) 建築物の配置図、平面図及び立面図
 - (ウ) 防火水槽位置、構造図
 - 二次製品防火水槽型式認定の写し（※川口市に移管する場合に限る。）
 - (エ) 消防水利指定承諾書（様式第3号）・・・3部（※申請者が管理する場合に限る。）
 - (オ) 水道配管図及び消火栓位置図（※消火栓を設置する場合に限る。）
 - イ 完成検査申請書（様式第7号）・・・2部（※消防水利を設置する場合に限る。）
- (4) 中高層建築物の建築事業
 - ア 中高層建築物に関する消防施設等協議書（様式第4号）・・・2部
 - (ア) 案内図
 - (イ) 建築物の配置図、平面図及び立面図
 - (ウ) 消防活動用空地設置届出書（様式第5号）・・・2部（※敷地内にはしご車の操作場所を設置する場合に限る。）
 - イ 緊急離着陸場等設置届（様式第6号）・・・2部（※緊急離着陸場を設置する場合に限る。）
 - (ア) 案内図
 - (イ) 建築物の配置図
 - (ウ) 緊急離着陸場等位置、構造図
 - (エ) 制限表面及び障害物
 - (オ) 照明、脱落防止、出入口、連絡方法等
 - ウ 都市計画法に基づく消防水利の管理に関する協議書（様式第1号）・・・2部（※消防水利を設置する場合に限る。）

- (ア) 案内図
- (イ) 建築物の配置図、平面図及び立面図
- (ウ) 防火水槽位置、構造図
 - a 摩擦損失水頭算定書（様式第2号）（※導水装置を設置する場合に限る。）
 - b 二次製品防火水槽型式認定の写し（※川口市に移管する場合に限る。）
- (エ) 消防水利指定承諾書（様式第3号）・・・3部（※申請者が管理する場合に限る。）
- (オ) 水道配管図及び消火栓位置図（※消火栓を設置する場合に限る。）
- エ 完成検査申請書（様式第7号）・・・2部
（※消防水利を設置する場合または、本市が必要と判断した場合に限る。）

5 設置基準

(1) 水利施設

要綱で定める水利施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に適合するよう設計するものとする。

ア 開発区域の全域が市の管理する消防水利の有効範囲で包含することができない場合は、当該未包含部分を包含するために必要な消防水利を設置しなければならない。

なお、消防水利の有効範囲は、次の表によるものとし、幹線道路、鉄道及び河川等で分断されている場合又は高速道路等の道路でホース延長が困難な場合は、有効範囲に含まないものとする。

用途地域（※）	近隣商業地域・商業地域・工業地域・工業専用地域	その他の用途区域及び用途地域の定めていない地域
距離	100（m）	120（m）

※用途区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。

イ 設置から50年以上又は容量が40m³未満の防火水槽は、開発審査上、消防水利に含まないものとする。

ウ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第27条第1項第1号に規定する消防用水を設置する場合、当該開発行為等の防火水槽として兼用できるものとする。

なお、細部について予防課と協議すること。

(2) 消火栓の設置基準

ア 消火栓は、取水可能水量が毎分1m³以上かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

イ 消火栓は、直径150mm以上の配水管上に設置すること。ただし、開発区域周辺の既存配水管の直径が150mm未満の場合は、この限りではない。

ウ 消火栓は、消防ポンプ自動車容易に接近し、取水できる位置に設けること。

エ 消火栓の構造は、川口市上下水道局の指定する仕様とすること。

(3) 防火水槽の設置基準

ア 防火水槽は、常時貯水量が40m³以上かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

イ 防火水槽を設置する場合の容量は、次の表のとおりとする。

開発区域の面積	防火水槽の容量
5,000㎡未満	40㎡以上
5,000㎡以上 (2,000㎡ごとに)	40㎡以上に、順次20㎡を加算する

ウ 防火水槽は、一般財団法人日本消防設備安全センターの型式認定を受けた二次製品防火水槽又は川口市消防長の承認を受けたものとする。

エ 防火水槽の位置及び構造等の詳細については、別図第1から別図第4により設置すること。

オ 消防水利位置は、消防ポンプ自動車（以下「ポンプ車」という。）が用意に接近し取水できる位置とし、ポンプ車からの水平距離と水槽底に達する垂直距離の和が7m以下になることとし、その間には障害物はないこととする。ただし、やむを得ず導水管及び採水口（以下「導水装置」という。）を設置する場合は、ポンプ車から導水装置までの水平距離を5m以内とすること。

カ 地盤面からの落差等の関係上、毎分1㎡以上の取水が不可能な場合は、加圧送水装置を付加するものとする。

(4) 消防水利標識等

消防水利標識及び路面標示は、川口市に帰属する消防水利又は指定消防水利の場合に限り、別図第5によりそれぞれ設置し、明示すること。

(5) はしご車の操作場所

中高層建築物の建築事業主は、はしご車の操作場所を要綱の定めによるほか、次により確保するものとする。ただし、避難上有効なベランダ、バルコニー等又は消防活動上有効な開口部（以下「開口部」という。）に接続している消防隊員の進入動線が2方向以上確保されている場合に限り、はしご車の操作場所は必要としない。

ア 敷地内

はしご車の操作場所（以下「操作場所」という。）を敷地内に設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすように設置すること。

- (ア) 操作場所から開口部までの水平距離を10m以下とすること。
- (イ) 操作場所の広さは、幅6m、長さ12m以上の広さを確保すること。
- (ウ) 操作場所への進入路（以下「進入路」という。）は、幅員5m以上、路面からの高さ4m以上の空間を保ち、有効な隅切りを設けること。（別図第6）
- (エ) 進入路の構造は、車重20tのはしご車が走行するのに十分な強度を有すること。
- (オ) 進入路の縦横勾配は、12%以下とすること。
- (カ) 操作場所の縦横勾配は、5%以下とすること。
- (キ) 操作場所の構造は、原則として進入路の構造に準じ、かつ、はしご車の車両支持装置による設置圧（0.9MPa）に耐える構造とすること。
- (ク) はしご車が容易に通り抜け又は回転できること。
- (ケ) 操作場所には、当該建築物の住民等に災害時にはしご車の活動する場所であることを認識させるために、60cm×90cm以上で操作場所を示す標識（別図第7参照）を設置

するとともに、別図第8-1、別図第8-2又は別図第8-3のとおり明示すること。

なお、必要により進入路入口付近に30cm×60cm以上で枠を青、地を白、文字を赤とした「はしご車進入路」の標識を設置すること。

イ 公道

アの敷地内に操作場所が確保できない場合は、次に掲げる条件を全て満たしている場合に限り、操作場所を公道とすることができる。

- (ア) 当該中高層建築物の開口部のある面が、有効幅員6m以上の公道に面して計画されていること。
- (イ) 道路境界線から開口部までの水平距離が10m以下で計画されていること。
- (ウ) はしご車が有効に操作可能であると認められること。

ウ 補完措置

アの敷地内又はイの公道に操作場所が確保できない場合は、次の(ア)から(ウ)のいずれかによる補完措置を行うこと。

- (ア) 上下操作式避難はしご（以下「警防ハッチ」という。）を設置する。
なお、警防ハッチを設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすように設置すること。
 - a 警防ハッチは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）で定める技術上の基準に従い、細部について予防課と協議すること。
 - b 警防ハッチの開口寸法は、700mm枠以上とすること。
 - c 安全装置（チャイルドロック等）を取り付けること。
 - d 設置階は、3階以上の全ての階層に設置すること。
 - e 設置個数は連続するバルコニーごとに1個以上とすること。
 - f 消防隊員が、警防ハッチを使用するため、3連はしごを架ていして上層階等へ進入するための通路（有効幅員1m以上）及び活動スペース（長さ2m以上、幅2m以上）を確保すること。
 - g 設置した警防ハッチは、所有者等が常に使用可能な状態に維持管理すること。
- (イ) 耐蝕性及び耐久性を有した固定はしごを設置する。
- (ウ) 開口部に対し、前(ア)及び(イ)に準じる有効な進入手段の措置をとる。

エ その他

ウの補完措置が確保できない場合は、別途、警防課と協議するものとする。

(6) 緊急離着陸場等

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場及び緊急救助スペースは「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について（平成2年2月6日付け消防消第20号消防庁消防課長等通知）」に基づき、「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置に関する指針・同解説」（一般財団法人日本建築センター発行）及び「埼玉県高層建築物防火安全指導指針」（埼玉県 埼玉県消防長会）に準拠するものとし、次によること。

ア 設置対象物及び設置区分

- (ア) 高さ31m以上の高層建築物
 - a 緊急離着陸場「H」

b 緊急救助スペース「R」

(イ) 三次救急機関

a 緊急離着陸場「H」

イ 進入表面及び移転表面

- (ア) 進入区域の長さは500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保できること。
- (イ) 進入表面が直線の2方向に設置できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設置できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設置できること。
- (ウ) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は5分の1以下に、緊急救助用スペースを設置する場合は、3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (エ) 転移表面の勾配は、1分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (オ) 救助用スペースの設置について、(エ)の勾配が確保できない場合は、進入表面及び移転表面を最高5メートルまで垂直方向に移動できるものとする。

ウ 屋上の出入口の構造

- (ア) 屋上の出入口と緊急離着陸場等は、消防隊の進入、消防用機材の搬出入、傷病者の救助・収容等に支障のない通路で連絡すること。
- (イ) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーターと通じていること。
- (ウ) 屋上の出入口の扉は、内部及び外部から非常解錠できる構造とすること。
- (エ) 階段室の屋上部分には、附室、前室等の緩衝空間を設置すること。

エ 排煙排出口の位置

機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動及び避難に支障にならないように配慮するものとする。

オ 緊急離着陸場の基準（別図第8）

(ア) 着陸帯

- a 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ23m以上とすること。ただし、屋上の形状等により広さの確保が困難で、かつ、付近に有効な待機場所が確保できる場合は、長さ及び幅をそれぞれ20m以上とすることができるものとする。
- b 着陸帯には、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、「H」の接地帯標識を、川口市消防長が指定する認識番号を表示すること。この場合において、進入方向及び離脱方向が直線上に設定できない場合は、その方向を表示すること。
- c 着陸帯の床面強度は、着陸する機体の全備重量の2.5倍を2点（2車輪あるいは2スキッド）で支持できるようにすること。
- d 床面の構造は、通常の床式又はプラットホーム式（屋上床の上部に離着陸するための床を設け、屋上と床の間に空気の流通する空間を設けたもの）とし、冬期間の降雪も考慮して床面は滑りにくい材料で仕上げること。
- e 床面の最大縦横勾配は、2%以下とすること。

(イ) 夜間照明設備

- a 着陸帯の付近に、進入表面及び転移表面に突出しない範囲で飛行場灯台を設置すること。この場合において、飛行場灯台の形式は、白色の回転型又は閃光型とすること。
 - b 境界灯は、着陸帯の境界線上に黄色の不動光で等間隔に8灯以上設置すること。ただし、境界灯を設置し難い場合は、着陸区域照明灯を4灯設置すること。
 - c 境界誘導灯は、周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合、進入方向が交差する場合又は進入方向が一方向のみの場合に、緑色の不動光で進入離脱経路に8灯以上設置すること。
 - e 着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置し難い場合は、夜光塗料を塗色すること。
 - f 風向指示機の指示する方向が、明瞭に視認できるような風向灯を設置すること。
 - g 点灯方式は、防災センターからの遠隔操作により、必要時に点灯できるものであること。
 - h 非常電源装置として、連続4時間以上の電源供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。
- (ウ) 脱落転落防止施設
- 緊急用ヘリコプターの脱落並びに消防隊員及び要救助者の転落を防止するため、幅を1.5m以上とし、次により脱落転落防止施設を設置すること。
- a 構造は、手すり壁、柵又は金網とすること。
 - b 屋上に設置された緊急離着陸場については、それらの施設が進入表面又は転移表面に突出し、障害とならないよう計画すること。
- (エ) 燃料流出防止施設
- 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ込まないように、次により燃料流出防止施設を設置すること。
- a 貯留設備、側溝等を利用する方法とし、いずれの場合も1,000ℓ以上の容量を確保できること。
 - b 貯留設備、側溝等が2箇所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。
- (オ) 待避場所
- 屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者が待避する待避場所を次により設置すること。
- a 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。
 - b 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるようスロープを設けること。
 - c 待避場所には、待避標識を表示すること。
- (カ) 消防用設備等
- 緊急離着陸場を設置する屋上には、消火器、連結送水管及び放水用器具を次により設置すること。

- a 消火器は、一般火災に対して2以上かつ油火災に対して3以上の能力単位を有する強化液消火器を設置すること。
- b 連結送水管は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条第2項の規定の例により設置すること。
- c 放水用器具は、幅65mm、長さ20mの消防用ホースを4本及び口径23mmの噴霧切替ノズル2本を備えた格納箱を設置すること。

(キ) 連絡装置

緊急離着陸場を設置する建築物において、非常用エレベーターの屋上の乗降用ロビー及び階段室の屋上に通ずる部分には、防災センターと連絡できる非常電話等の連絡装置を設置すること。

カ 緊急救助用スペースの設置基準（別図第8）

(ア) 大きさ、構造等

- a 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10m以上とすること。
- b 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、「R」の標識を川口市消防長が指定する認識番号を表示すること。この場合において、進入方向及び離脱方向が直線上に設定できない場合は、その方向を表示すること。
- c 床面の強度は、通常床強度とすること。
- d 床面の構造は、通常床式とし、床面は滑りにくい材料で仕上げる。
- e 床面の最大縦横勾配は、消防活動に支障とならない程度のものでとすること。
- f 夜間照明設備、脱落転落防止施設、退避場所、消防用設備等及び連絡装置は、それぞれ前項により設置すること。

(7) 非常用エレベーター

建築基準法の規定に基づき設置する非常用エレベーターは、埼玉県高層建築物防火安全指導指針によるほか次によること。

ア 設置位置は、消防隊が外部から進入する出入口、中央管理室又は防災センターに近い位置で、かつ、安全に通じている位置とすること。

イ エレベーターのかごの奥行き等を内のり寸法で2m以上とし、救急用ストレッチャーが収容可能な大きさを確保すること。

ウ 原則として、1基以上を屋上着床可能な構造とすること。

エ 乗降ロビーは、消防活動の足場として有効な位置と広さであり、かつ、消防用設備を設けること。

オ 非常用エレベーターには、次により必要な表示を行う。

- (ア) 非常用エレベーターの乗降ロビーの出入口には、ノブ上部に非常用エレベーターである旨の表示
- (イ) 非常用エレベーターの乗降ロビー又は乗降ロビーに設置する消防用設備の付近に当該階平面図の表示
- (ウ) 非常用エレベーターの内部には、見やすい位置に各階層案内図の表示

(8) 防災センター

建築基準法施行令の規定に基づき設置する防災センターは、埼玉県高層建築物防火安全指導指針によるほか、次によること。

- ア 防災センターは、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画すること。
- イ 消防隊の進入口から容易に到達できる位置であること。
- ウ 非常用エレベーター及び特別避難階段に安全かつ容易に連絡できる位置であること。
- エ 防災設備機器等の監視、制御、操作及び保守が容易にできる大きさとするほか、消防活動の拠点として運用するため、床面積をおおむね40～50㎡以上とすること。
- オ 隣接して、防災センターの要員が仮眠、休息等をする部分を設ける場合は、当該部分の間に通信手段を設けること。
- カ 換気設備及び冷暖房設備は、専用とすること。
- キ 建築物の電話交換器を経ることなく、消防機関と通話可能な加入電話を防災センター内に設けること。

(9) ホース通過孔（別図第10）

高層建築物に設置するホース通過孔は、埼玉県高層建築物防火安全指導指針によるほか、次によること。

- ア 有効な消防活動のため、次に掲げる防火戸には、消防用のホース通過孔を設けるものとする。
 - (ア) 非常用エレベーターの防火区画のために設ける防火戸
 - (イ) 建築基準法施行令第123条の避難階段及び特別避難階段の防火区画のための防火戸
- イ ホース通過孔の構造等は、別図9によるほか、次による。
 - (ア) 位置は、ちょう番の反対側下部とすること。
 - (イ) 手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態で保持でき、かつ、建築基準法施行令第109条の2、同施行令第112条の規定及び平成12年建設省告示第1369号の構造であること。
 - (ウ) 蛍光性の塗色又は消防章の貼付等により容易に位置を確認できるものとする。

6 申請

申請者は、協議又は同意に際し、標準処理期間を考慮して申請書類等を提出するものとする。

なお、標準処理期間は、申請書を受けた日の翌日から起算して許認可等の連絡をする日までの日数とする。ただし、特別な理由により標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、必要に応じてその理由等を申請者へ連絡するものとする。

申請に係る標準処理基準は、次の表のとおりとする。

事務の名称	標準処理期間
開発行為事前審査申請書	10日
土地区画整理法第76条許可申請	10日
道路位置指定申請	10日

中高層建築物の建築事業	10日
その他の回答等	30日

7 検査

(1) 完成検査

この基準により協議締結した事項については、必要に応じてその完成を確認するために完成検査を行うものとする。

(2) 臨時検査

2の協議対象に定める申請者の求めに応じて臨時に検査し、必要な指導、助言を行うものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から適用する。

(川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づく消防施設等の協議基準の廃止)

- 2 川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づく消防施設等の協議基準（平成24年3月28日通達第6号）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

都市計画法に基づく消防水利の管理に関する協議書

年 月 日
川口市消防局 川口市芝下2丁目1番1号
川口市消防長
事業主 住所
氏名
電話

このことについて、都市計画法及び川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づき、次の内容を川口市消防局と事業主の間で協議の結果、両者合意したので協議を締結する。

1 建築物概要

場 所	川口市		
名 称			
目 的			
規 模	面積	m ² 造成区画数	区画
設 計 者	住所	氏名	電話
施 工 者	住所	氏名	電話

2 協議内容

協議事項	設 置	ア 消火栓 基を設置する イ 防火水槽 m ³ 基を設置する
	管 理	ア 申請者が管理する イ 川口市に移管する
同意事項	対象消防水利	
	同意内容条件	

摩擦損失水頭算定書

1 換算管長を求める。

$$\begin{aligned}
 & \text{(90° エルボ使用個数)} \times \text{(A表の数値)} + \text{(45° エルボ使用個数)} \times \text{(A表の数値)} \\
 & + \text{(逆止弁の使用個数)} \times \text{(A表の数値)} + \text{(仕切弁の使用個数)} \times \text{(A表の数値)} \\
 & = \text{(換算管長)} \\
 & = \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m}
 \end{aligned}$$

2 管長を求める。

$$\begin{aligned}
 & \text{(実際の管長)} + \text{(前1の換算管長)} = \text{(管長)} \\
 & \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} + \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} = \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m}
 \end{aligned}$$

3 摩擦損失水頭を求める。

$$\begin{aligned}
 & \text{(前2の管長)} \times \text{(B表の数値)} = \text{(摩擦損失水頭)} \\
 & \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} \times \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} = \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m}
 \end{aligned}$$

4 損失水頭求める。

$$\begin{aligned}
 & \text{(前3の摩擦損失水頭)} + \text{(採水口からの落差)} = \text{(損失水頭)} \\
 & \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} + \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} = \boxed{\quad\quad\quad} \text{ m}
 \end{aligned}$$

よって、 $\boxed{\quad\quad\quad} \text{ m} < 6.60 \text{ m}$ ならば吸水可能である。

(注) 上式を満足しない場合は、口径を換えて計算しなおす。

[A表]

口径A	90° エルボ	45° エルボ	逆止弁	仕切弁
100	3.2	1.5	8.7	0.7
125	3.9	1.8	10.9	0.8

[B表]

口径A	定数
100	0.0446
125	0.0155

消防水利指定承諾書

年 月 日

(あて先) 川口市消防長

関係者 住 所
氏 名
電 話

消防法第21条に基づき、次の施設を消防水利として、指定することを承諾します。

1 建築物概要

所在地	川口市
名 称	

2 水利の概要

水利の種別	ア 消火栓	イ 防火水槽	ウ プール	エ 池	オ その他の消防水利
型 式					
口 数					
管口径					
吸水方法					
水深・水量					
構 造					

※ 関係者の注意事項

- (1) 本書は3通作成し、各1通保管すること。
- (2) 添付図面は、案内図、配置図、防火水槽構造図（配筋図含む）
- (3) 消防水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする場合は、消防法第21条第3項に基づき、あらかじめ消防長又は所轄消防署長に届け出た了承を得ること。
- (4) 関係者が変更される場合は、改めて届け出ること。

中高層建築物に関する消防施設等協議書

年 月 日

川口市消防局 川口市芝下2丁目1番1号
川口市消防長

事業主 住所
氏名
電話

このことについて、川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づき、次の内容を川口市消防局と事業主との間で両者合意したので協議を締結する。

1 建築事業概要

建築場所	川口市		
名称		用途	
工事種別		敷地面積	m ²
構造		建築面積	m ²
階層	／	高さ	m 延床面積 m ²
設計者	住所 氏名 電話		
施工者	住所 氏名 電話		

2 協議内容

はしご車の 操作場所	ア 敷地内（消防活動空地）	イ 公道
	ウ 補完措置	エ その他 オ 該当しない
補完措置内容等		
水利施設	ア 消火栓	イ 防火水槽 ウ 該当しない
緊急離着陸場等	ア 設置する	イ 該当しない
非常用エレベーター	ア 設置する	イ 該当しない
ホース通過孔	ア 設置する	イ 該当しない

消防活動用空地設置届

年 月 日

(あて先) 川口市消防長

事業主 住所
氏名
電話

このことについて、川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づき、消防活動用空
地を次により設置します。

建築場所	川口市				
名 称			用 途		
工事種別			敷地面積	㎡	
構 造			建築面積	㎡	
階 層	／	高さ	m	延床面積	㎡
設 計 者	住所 氏名 電話				
施 工 者	住所 氏名 電話				
備 考					

緊急離着陸場等設置届

年 月 日

(あて先) 川口市消防長

事業主 住所
氏名
電話

このことについて、川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づき、緊急離着陸場等を次により設置します。

住 所	川口市
名 称	
種 別	屋上緊急離着陸場 ・ 屋上緊急救助用スペース
位 置	
広さ・強度	屋上面積 m ² (m × m) MAX t
制限表面 及び障害物	
夜間照明	着陸区域境界燈 個・障害燈 個 飛行場燈台 (有・無) ・非常電源連続使用 時間可能
脱落防止 施設等	転落防止施設 (有・無) ・待機標識 (有・無) 燃料流出対策 (有・無) ・消火設備 (有・無)
完成予定	年 月 日

認識番号	K -
------	-----

完成検査申請書

年 月 日

(あて先) 川口市消防長

住所
事業主 氏名
電話

川口市宅地開発等に関する協議基準要綱に基づき設置した次の消防施設等について、完成検査を申請します。

1 事業概要

種 別	1 開発行為事前審査申請 2 中高層建築物の建築事業 3 土地区画整理法第76条許可申請 4 道路位置指定申請
場 所	川口市
名 称	

2 設置した消防施設等

1 消防水利	消火栓 基 ・ 防火水槽 m ³ 基
2 消防車両の進入	
3 はしご車の操作場所	
4 緊急離着陸場	1 緊急離着陸場 2 緊急救助スペース
5 非常用エレベーター	基
6 ホース通過孔	箇所

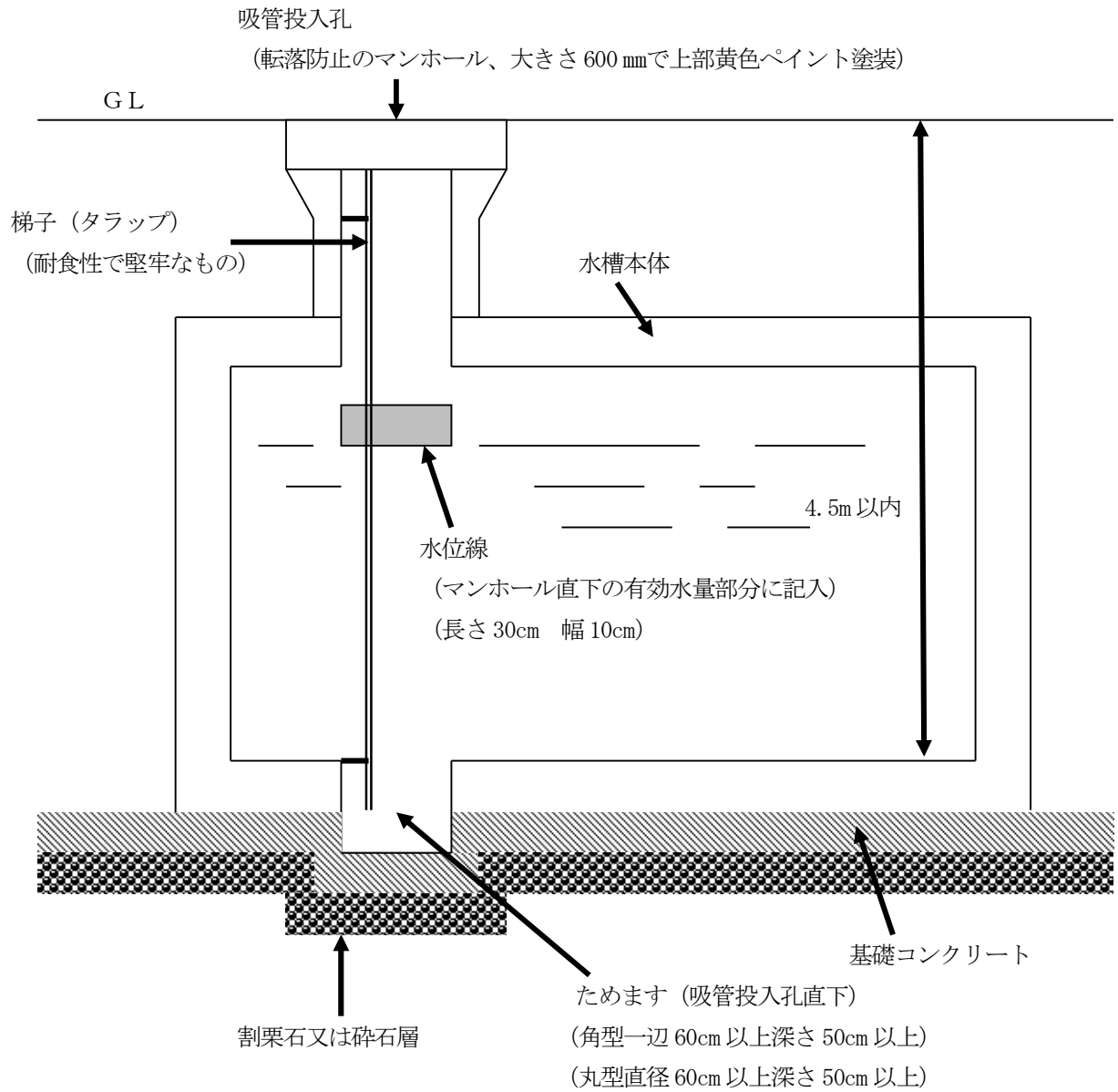
※ 該当事項のみ記入すること。

3 検査指定日

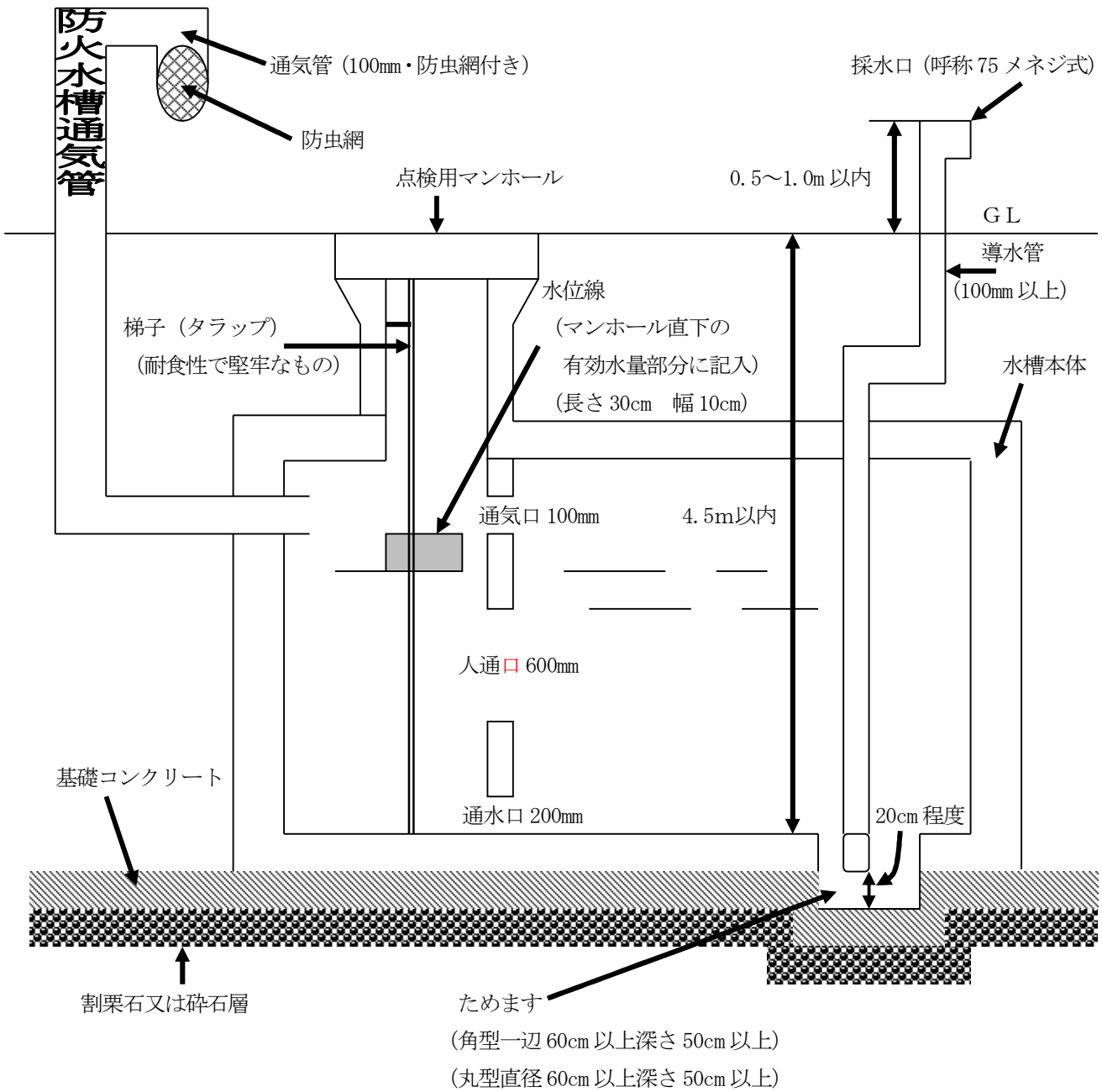
年 月 日

別図第1

防火水槽構造図 (マンホール式)



防火水槽構造図 (導水装置式)



防火水槽の位置・構造

- 1 消防車両が鉄蓋（マンホール）に容易に接近して、吸水活動ができる位置とすること。
- 2 単体構造又は建築物の地中梁を利用した構造とすること。
- 3 (財)日本消防設備安全センターの型式認定を受けた二次製品防火水槽又は同程度の鉄筋コンクリート造等で消防長の承認を受けたもの。(コンクリート設計基準強度 $240/cm^2$) (鉄筋JISG3112 (鉄筋コンクリート用棒) 鉄筋量直径13mm以上の異形鉄筋を30cm以下の中心間隔に配置する。)
- 4 水槽内の容量は、ためます及び吸管投入孔の容積を含まないで算定すること。
- 5 埋め戻しは、ためます等においてはコンクリート等で充填し、周辺部は良質土で締め固めること。
- 6 モルタル防水は、施工厚さ2cm程度とすること。
- 7 梯子（タラップ）は、水槽底部に安全に降りられるように設け、腐食防止の措置が完全にされていること。
- 8 防火水槽鉄蓋は、通行車両の重量に耐える構造とし、かつ、転落防止処置をすること。

導水装置の規格

- 1 導水管の材質は、JISG3452 配管用炭素鋼管に適合するもの又はこれと同等以上のもの。
- 2 通気管は、100mm以上で水位線の上に1箇所以上設け、「防火水槽通気管」と標示し地上突出部に防虫網を設置すること。
- 3 導水管・通気管の貫通部は、水位線の上とすること。
- 4 給水量は、毎分1,000リットル以上で連続して給水できること。なお、口径の算定については、摩擦損失水頭算定書によること。
- 5 採水口は、防火水槽鉄蓋に消防車両が容易に接近して、吸水活動ができない場合に設けるものとする。
- 6 採水口は、「呼称75」とし、受け金具、締め輪等からなり十分な強度を有すること。(採水口の材質は、JISH5111 (青銅鑄物) に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。)
- 6 吸水口は、ためます内に設けた、ためます床面から20cm程度とすること。
- 7 落差が4.5m以上の場合は、加圧送水装置を取付けること。

採水口

スタンド型

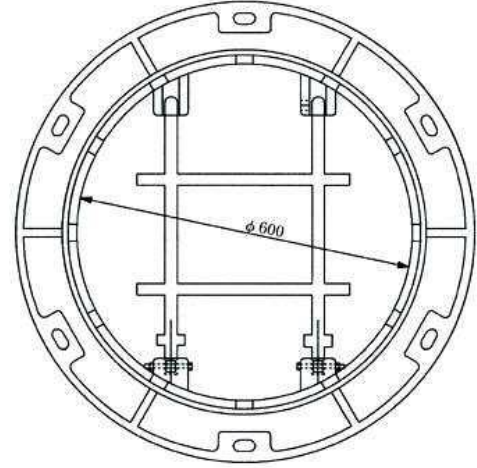


埋込型

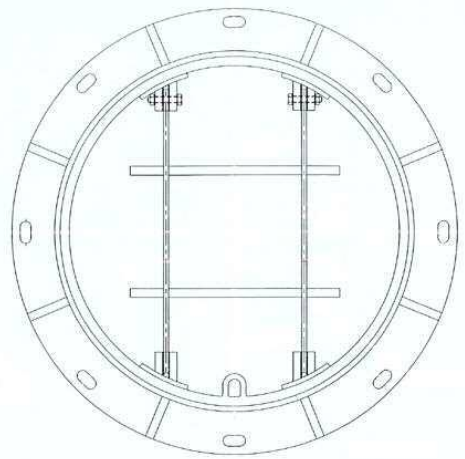
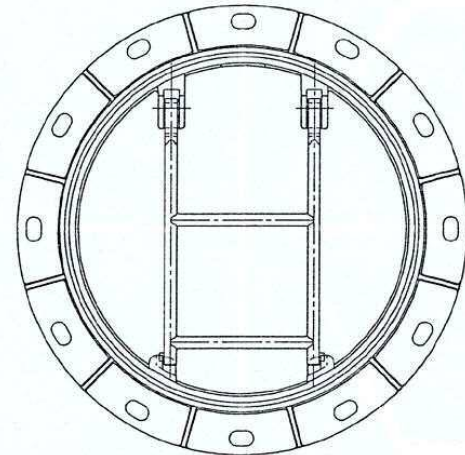


別図第4

防火水槽鉄蓋



消防紋章

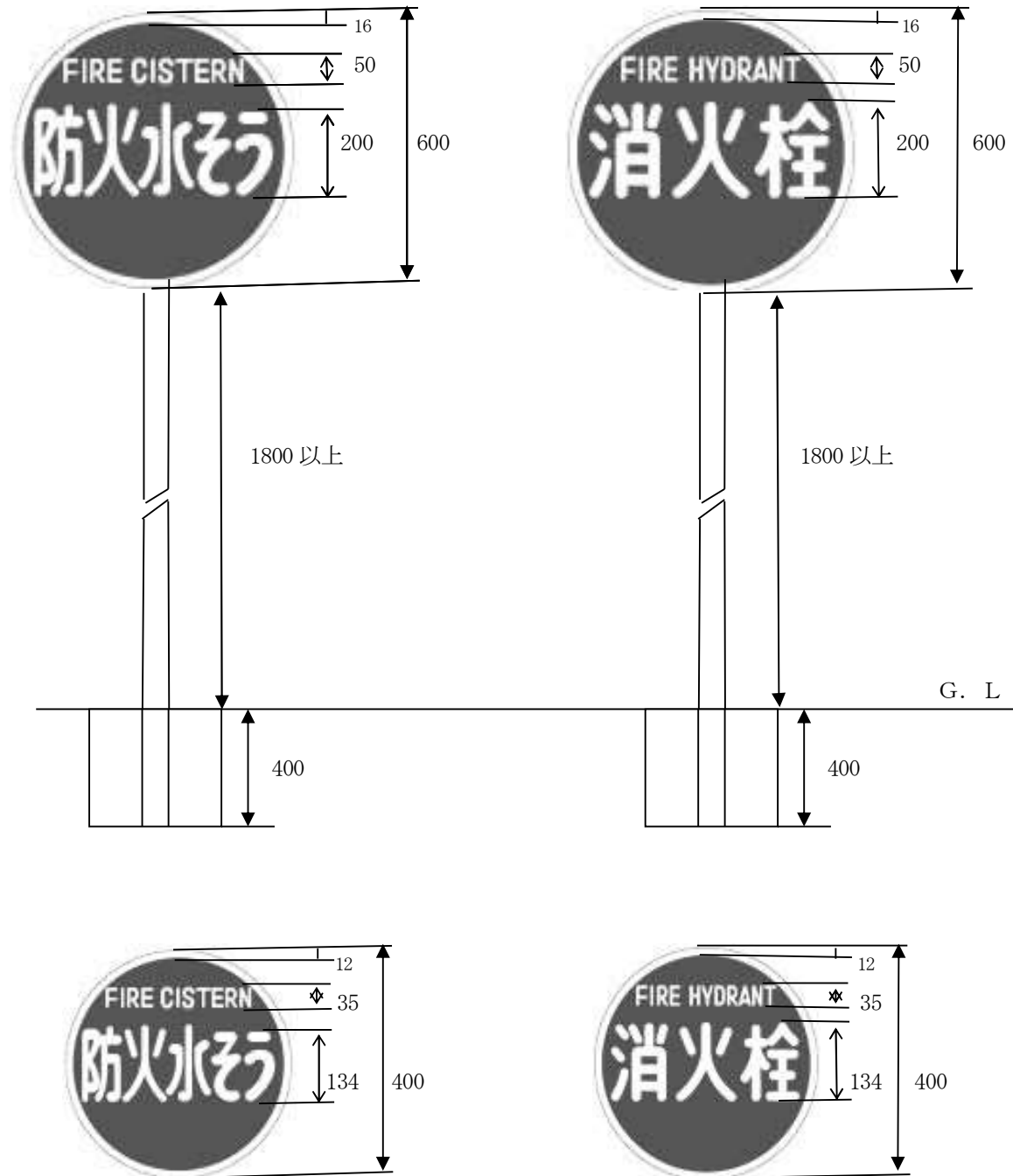


別図第5

消防水利標識の設置及び舗装道路への標示

1 標識 (単位: mm)

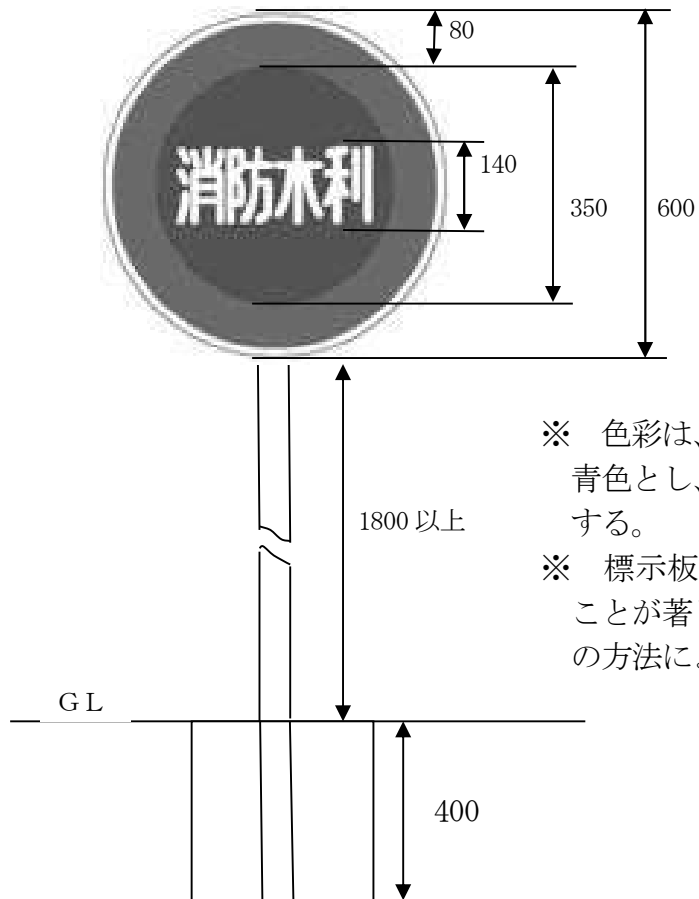
(1) 川口市に帰属する消防水利の場合



※ 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。

※ 600型は原則として支柱による掲出用とし、400型はそれ以外の掲出とする。

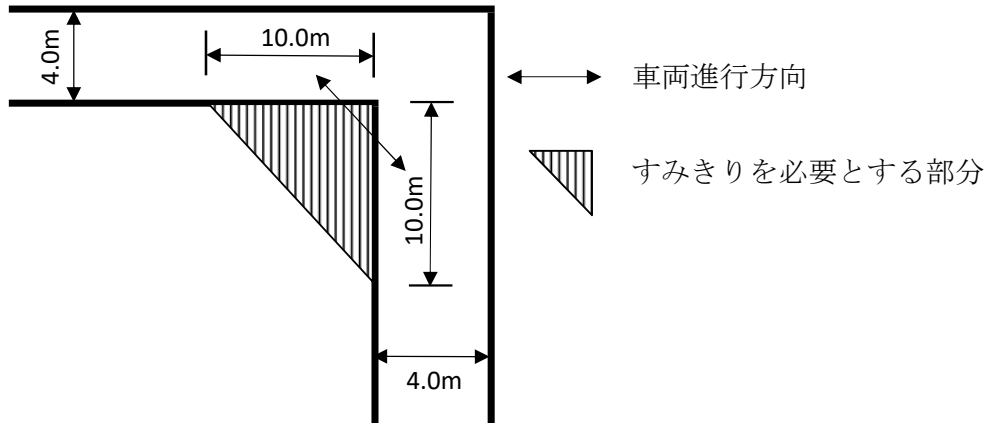
(2) 指定消防水利の場合



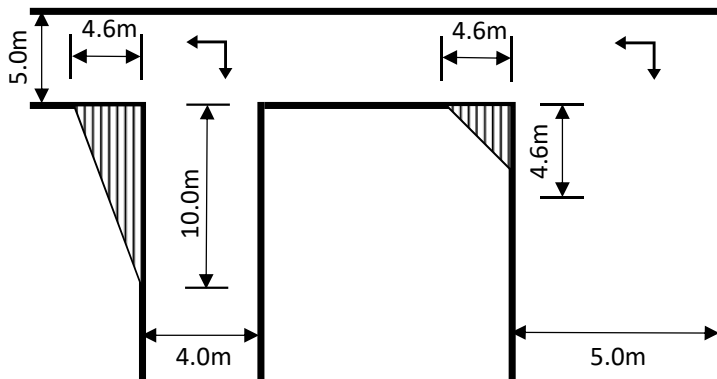
※ 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

※ 標示板を図示の取付け方によって取付けることが著しく困難又は不適當であるときは、他の方法によることができる。

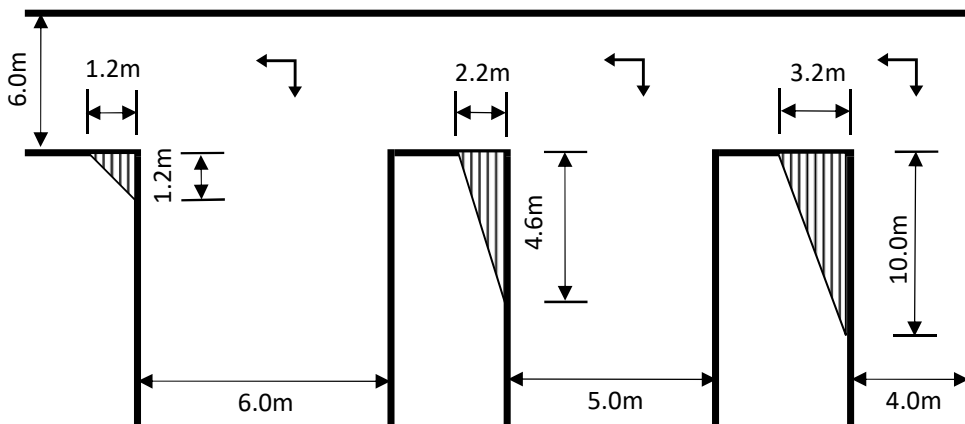
1 幅員 4 m の場合



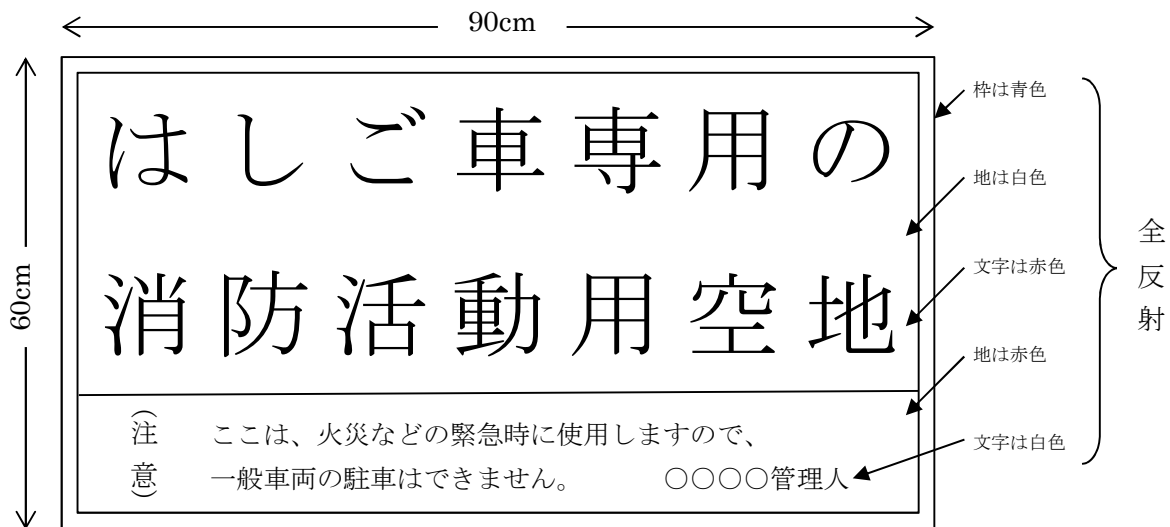
2 幅員 5 m と 4 m ・ 5 m の場合



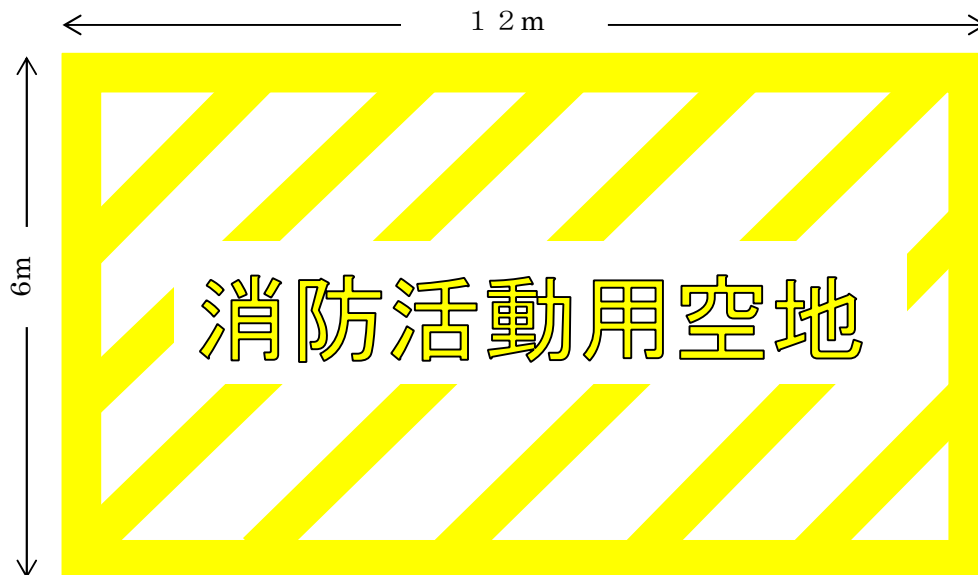
3 幅員 4 m ・ 5 m ・ 6 m の場合



別図第7 消防活動用空地の標識図

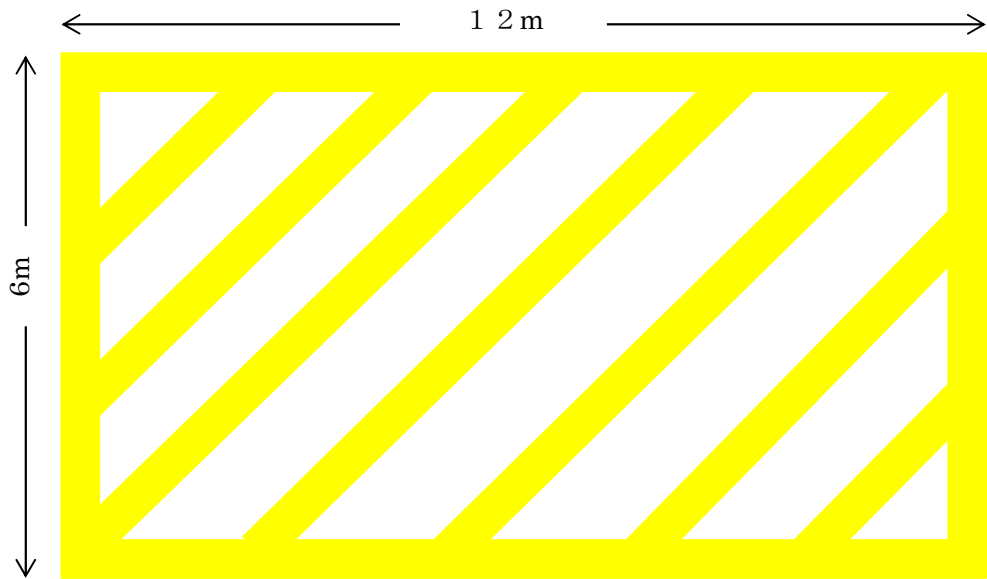


別図第8-1 消防活動用空地の標示図



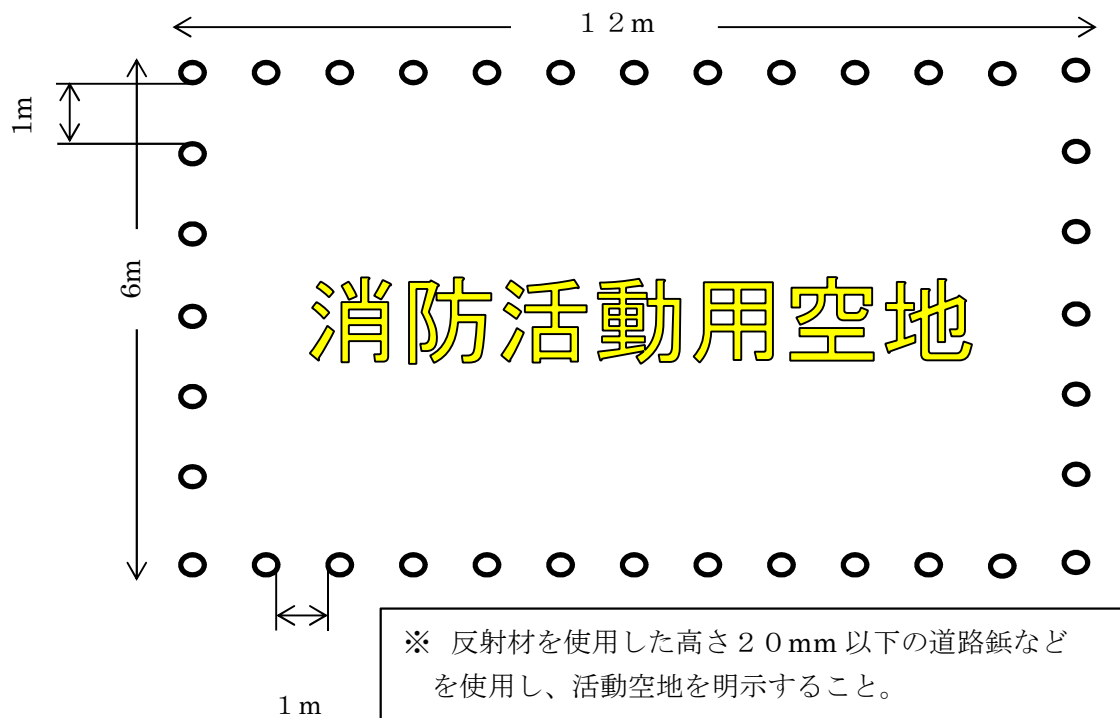
※ライン幅15cm以上で、黄色の溶着ペイントとすること

別図第 8 - 2 消防活動用空地の標示図



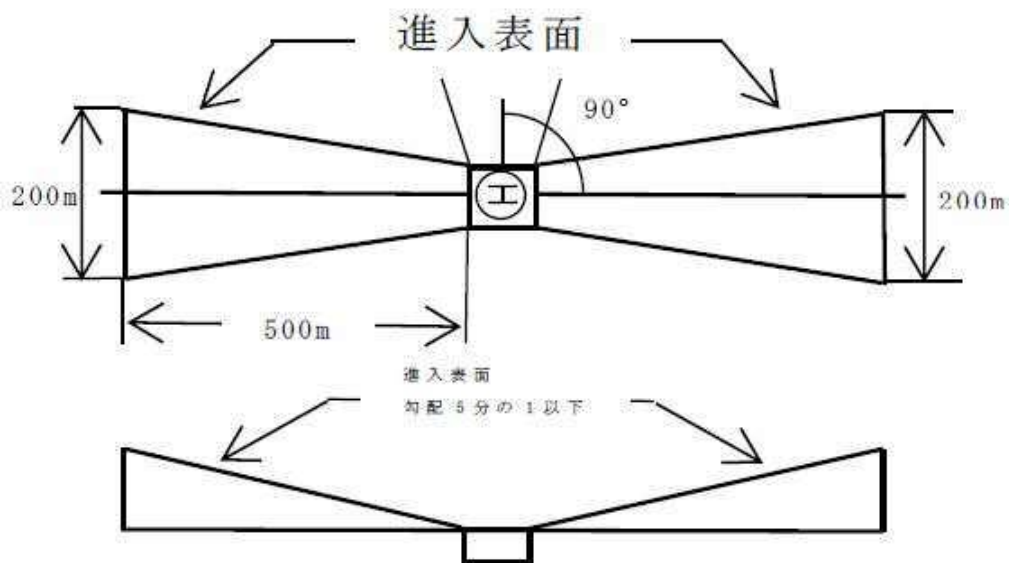
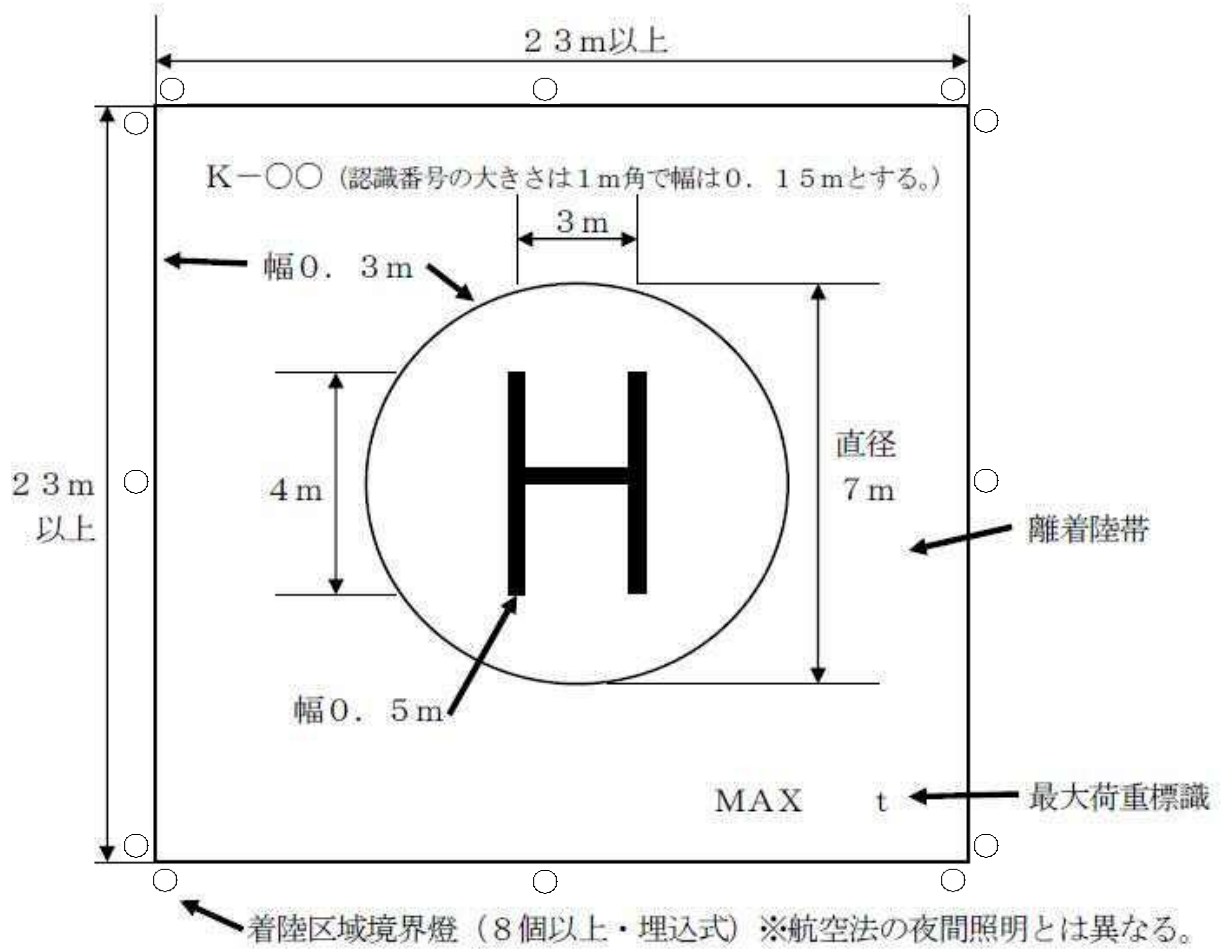
※ライン幅 1.5cm 以上で、黄色の溶着ペイントとすること

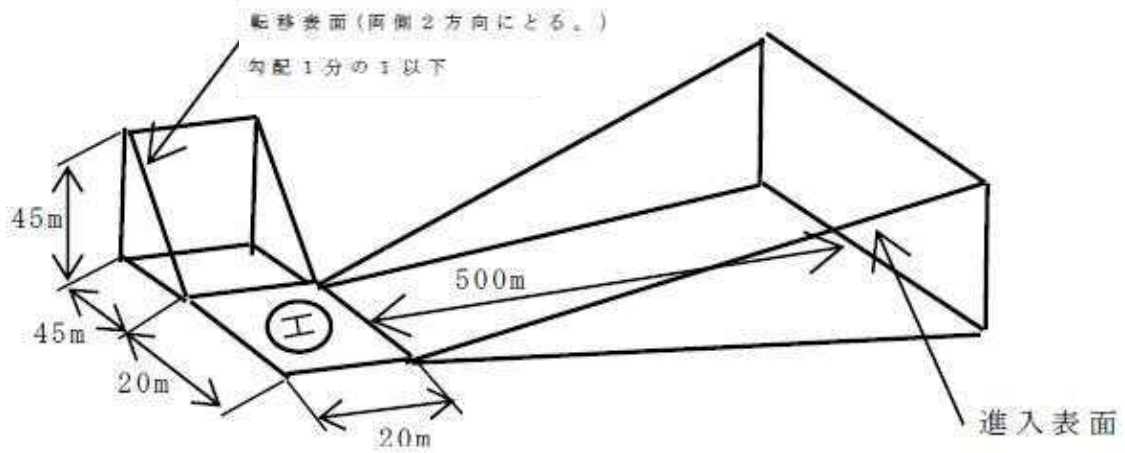
別図第 8 - 3 消防活動用空地の標示図



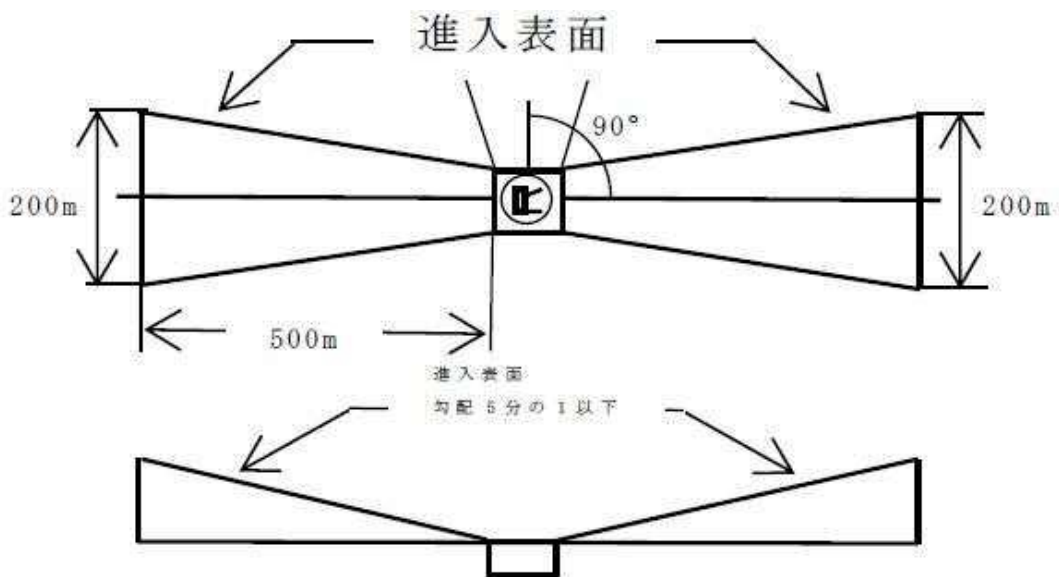
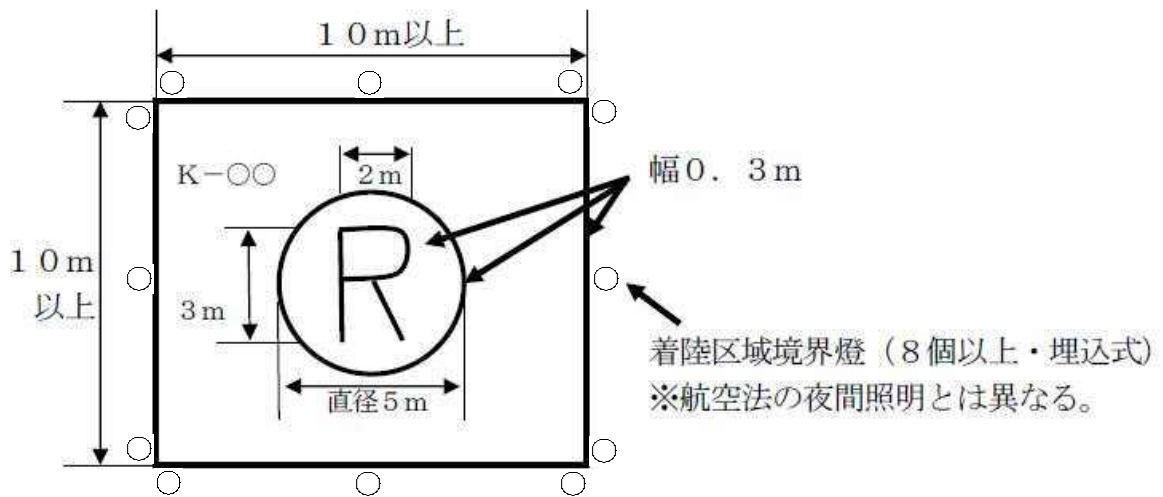
凡 例：○ 道路鋸など

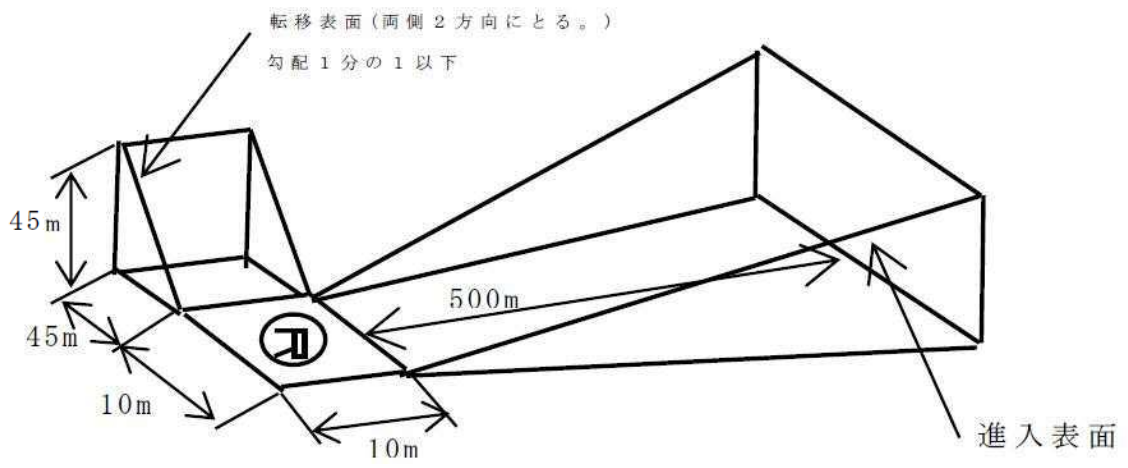
1 屋上緊急離着陸場（黄色で着陸帯、Hマーク、認識番号、許容重量を表示する。）





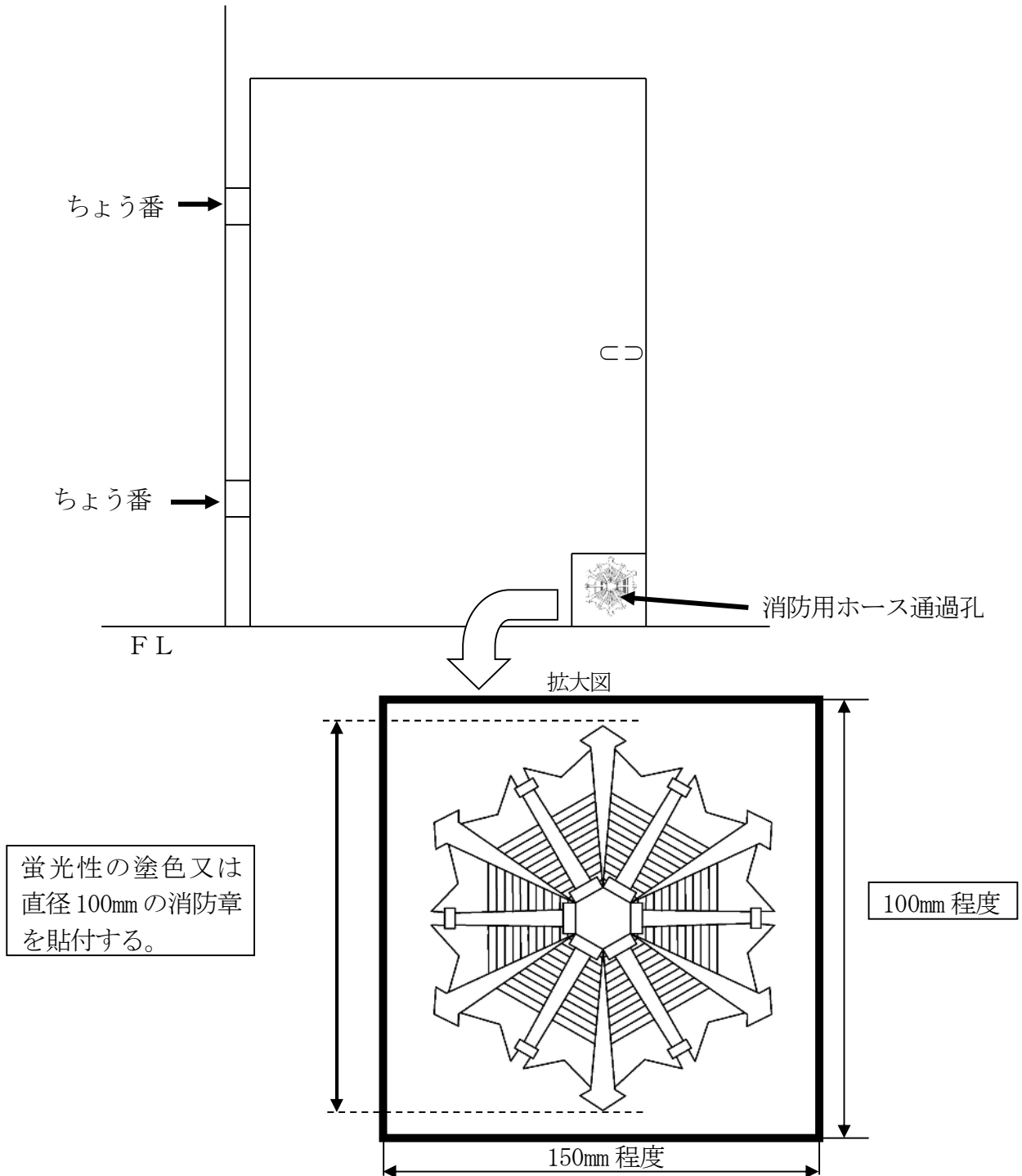
- 2 屋上緊急救助用スペース (黄色で着陸帯、Rマーク、認識番号を表示する。)
認識番号 (K-〇〇) の大きさは1m角で幅は0.15mとする。





別図第10

ホース通過孔



- ※ 1 大きさは縦 100mm 程度、幅 150mm 程度とし、取付け位置はちょう番反対側下部とする。
- 2 消防章の貼付等により容易に位置を確認できるものとする。